

令和8年8月 25 日
中間市

質問に対する回答

事業名：中鶴市営住宅跡地活用に関する開発条件付公募型プロポーザル

質問 No.	該当箇所	質問事項	回 答
1	契約及び支払い に関する スケジュール	当該事業において、補助金を使用する予定がある。それぞれの交付要綱及び規定により、補助金及び資金交付決定前の契約行為、支払いができないが、補助金と独立行政法人の規定に沿った柔軟な対応が可能かどうか。	土地の売買契約、事業着手その他の手続については、募集要領及び契約条件に定める期限等に従っていただく必要があります。 補助金等の交付決定や貸付内定等の時期との関係については、事業者において各制度の関係機関と十分に協議・確認の上、事業スケジュール及び資金計画を作成してください。
2	優先交渉権者	優先交渉権者と優先交渉権者決定後に土地を購入する者がでると思うが、優先交渉権者のメリットは何か？10年間の禁止要綱遵守のほか、転売制限、計画順守等デメリットばかりが見えるのですが。	優先交渉権者は、プロポーザル審査で選定された者として、本市と契約締結に向けた交渉、協議を優先的に行えることとなります。 よって、契約後は、公募の趣旨を実現するための各種制限や義務が付されることとなります。 なお、本プロポーザルの実施に伴い生じる残地の活用方針（売却・貸付など）は未定です。
3	市役所内部署間での協働及び計画実現に向けた事業者との共同	居住機能再生を満すために必要だと考え盛り込んだ事業計画のうち、市との連携が必要な項目・事象における協働体制の確保は可能か？ 例)中間市の福祉計画見直しや地域活動支援センター及び建設地近郊に未整備の福祉避難所の指定等	本市の関係部署との情報共有、必要な協議及び制度・施策に関する情報提供等について、可能な範囲で連携・協力を行います。 例示されているものについては、それぞれの法令、計画、制度及び所定の手続に基づき判断されるものであり、土地売買契約の締結をもって、確約することはできません。

4	優先交渉権者の 事業保護	各制限や遵守事項を守りつつ、建設予定地での事業開始に伴い、優先交渉権者と同様あるいは類似する業者業種が近隣近郊で事業を開始した場合、居住機能再生事業を継続して遂行することが困難になる可能性もあると思うがそれについてはどのようにお考えでしょうか？	本市は、プロポーザル審査で選定された事業者の事業継続を目的として、近隣近郊における同種・類似事業者の開設を制限・抑制するものではありません。 一方、本事業の実施後に社会環境・情勢等の変化などにより、提案書類の内容を変更する必要が生じた場合については、募集要領に定めたとおり、変更内容について本市への届出・承認を得ることにより、提案内容を変更することができる場合があります。 ただし、変更の可否については、変更の必要性、内容、本公募の趣旨及び生活支援施設の整備・運営条件等を踏まえ、個別に判断します。 なお、近隣近郊における同種・類似事業者の開設等による事業環境の変化について、本市が事前に予測又は事業継続を保証するものではありません。
---	-----------------	--	---

中間市公共施設管理課

【E-mail:shisetsukanri@city.nakama.lg.jp】